

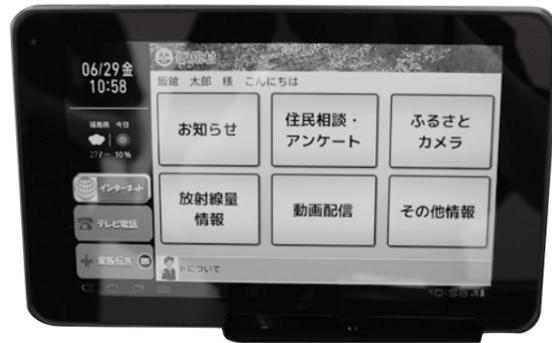
情報タブレット端末の配布を行っています

村では、7月13日から方部ごとに順次、情報タブレット端末を配布しています。

この情報タブレット端末では、村からのお知らせや放射線量情報等の提供だけでなく、村民同士が連絡や情報交換できるテレビ電話やインターネットの機能が搭載されています。

配布については、避難前の世帯1世帯に1台を基本として配布しますが、避難により2戸以上に分かれている場合は、1世帯2台を上限に配布します。

この情報タブレット端末は、村から送付した案内のはがきと引き換えに住民懇談会などで配布され、県外に避難されている方には郵送でお送りします。本格的な運用は、8月8日から行われます。



情報タブレット端末の操作のことでわからないことがある場合は、村の指導員に相談できますのでお気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 総務課企画係
(☎024-562-4246)



▲7月13日に先行配布された相馬仮設住宅で村職員から使用方法の説明を受けています



▲実際に触れて操作方法を確認する参加者

教えて? タブレット

- Q テレビ電話はどんな相手とも通話できますか。
- A 今回配布のタブレット端末同士でのみ通話できます。タブレット端末には、電話帳が入っており、電話帳に記載を許可した方のタブレット端末用の電話番号が載っています。一般の電話や携帯電話との通話はできません。
- Q 使用は無料とのことですが、いつまで無料のですか。
- A 使用料・通話料・インターネットの通信料の無

- 料期間は3年です。その後の使用方法や料金については後日村からご連絡します。
- Q インターネットは使ってもいいのですか。
- A アダルトサイトや犯罪性の高いサイトなどにはアクセスできないように制限がかかっていますが、それ以外のサイトは自由に閲覧することができます。ただし、有料サイトや買い物サイトでの課金は自己負担となりますのでご注意ください。

3つの避難指示区域に再編されました



長泥地区へ至る国道399号線に設置されたバリケード

村は7月17日から、新たに避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域の3つの避難指示区域に再編されました。これにより、避難指示解除準備区域と居住制限区域では、製造業や金融機関、ガソリンスタンドなどの一部の事業所の再開が申請により認められます。再開可能な事業が追加・変更になりましたら広報等でお知らせします。

また、帰還困難区域に設定された長泥行政区では、区域へ至る道路6カ所に放射性物質の拡散防止や防犯のため、バリケードが設置されました。帰還困難区域へは、長泥行政区の住民と見守り隊や警察、消防や除染作業・モニタリング作業関係者等以外の一般の立入りはできませんのでご注意ください。

避難指示解除準備区域・居住制限区域では一部の活動ができるようになります

新たに設定された区域では引き続き避難指示が出ていますが、避難指示解除準備区域・居住制限区域において、復旧・復興のために必要な以下の活動ができるようになりました。

自宅の片付けや
修繕工事

引っ越し等の
荷物の運搬

公的インフラの復旧
(道路、電気、水道等)

公共施設の整備
(復興住宅の建設等)

申請により再開が認められるもの

※避難指示解除準備区域では申請が不要

●復旧・復興のために必要な事業

金融機関の
営業再開

ガソリンスタンド
の営業

廃棄物処理
事業所の再開

自動車修理工場
の再開

●居住者を対象としない事業

製造業の再開

※事業所付近の空間線量が毎時3.8マイクロシーベルトを超えないこと

なお、村内での事業所再開のご相談は、生活支援対策課商工労政係にお問い合わせください。

○生活支援対策課商工労政係 (☎024-562-4232)